

職員の職務専念義務免除の取扱いについて

(昭和45年6月8日岩警発第291号警察本部長)

〔沿革〕平成13年10月岩警第1078号改正

各部課室官校長
各警察署長

みだしのことについては、別に定めがあるもののほか昭和45年7月1日以降つきによることとしたから通知する。

所属職員に周知徹底をはかり当該事務処理に誤りのないようになされたい

記

第1 職務専念義務の免除

職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号）第2条の規定に基づいて、その職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第1号）を所属長を経由して警務部長に提出すること。ただし、短時間等の場合で、第2に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理票（様式第2号）に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2 職員は、前項本文の規定により、職務に専念する義務の免除承認を得た期間または時間につき職務を離れる場合は、そのつど職務専念義務免除承認整理票により所属長の検印を受けること。

第2 短時間等の場合で職務専念義務免除申請書の提出を省略できるもの

第1第1項ただし書の短時間等の場合で職務専念義務免除申請書の提出を省略できるものは、つぎの各号に掲げる場合とする。

- (1) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号）第2条第2号に該当する場合で警務部長が通知するもの。
- (2) 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和28年岩手県人事委員会規則第29号）第2条第3号に掲げる場合で、当該団体等の要請に基づき警務部長が適当と認めて通知するもの。
- (3) 在勤庁舎内の厚生福利施設の利用に要する短時間の場合。
- (4) 第1号から前号までに掲げるもののほか、警務部長が適当と認めて通知する場合

2 前項第3号に掲げる場合において職務に専念する義務が免除される時間が1時間に満たないときは、職務専念義務免除承認整理票への記載を省略し、口頭で所属長の承認を受けても差しつかえないこと。

第3 所属長等

この通達において所属長とは、次の表の左欄に掲げるものの区分に従い、同表右欄に掲げる者またはその職務の代理をする者をいうこととする。

本部の部長、警察学校長及び警察署長	本部長
本部の課長、隊長及び所長	部長
以上に掲げる以外の本部職員	課長、隊長及び所長
警察学校の職員及び学生	警察学校長
警察署の職員	警察署長

第4 職務専念義務免除承認整理簿の備付

様式第2号の職務専念義務免除承認整理票はその申請承認があった職員ごとに作成し、一括簿冊として各課公所に備え付け、職員のその年における職務専念義務免除の申請承認の関係を明らかにしておくこと。

2 職員の所属が配置換等により変更されたときは、旧所属の長は、その者の職務専念義務免除承認整理票を新所属の長に送付すること。

第5 職務専念義務免除承認等通知

第1第1項本文の規定により職務専念義務免除申請書の提出を受けた警務部長は、すみやかにその承認または不承認を決定し、その旨を申請に係る者の所属長を経由して本人へ通知するものとする。

様式第 1 号

警務部長	参事官兼 警務課長	調査官 兼次長	課長補佐	課 員	処 理 欄	
					月 日 主任 承認、不承認、変更	月 日 通 知

課 長 等 署 長	次 長 等 副 署 長	課 長 補 佐 課 長	係 長	処 理 欄		
				月 日		係

職務専念義務免除申請書

第 号

年 月 日提出

岩手県警察本部長殿	所 属	
	職、氏名	①
免除申請の期間 又は時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (日 時間 分)	
欄の期間又は 時間のうち給与 を減額しないこ とにつき承認を 求める期間又は 時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (日 時間 分)	
欄の期間又は 時間のうち 欄 の期間又は時間 以外の期間又は 時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (日 時間 分)	
申 請 の 理 由		
所属長の意見	職	氏名 ①

- 備考
- 1 欄には、できるだけ詳細に記入するものとし、他の団体の役職員として当該団体の業務に従事する場合は、当該団体における地位、職域内容等を具体的に記入するものとする。
 - 2 欄には、申請内容と業務の都合等の関連について所属長が簡明に記入すること。この場合において、各部課長等及び警察署長に係る申請については記入する必要はない。
 - 3 決裁欄は、適宜変更できるものであること。

